

総合科学技術会議運営規則(平成13年1月18日
第1回総合科学技術会議決定)の一部改正について

平成13年2月15日
総合科学技術会議

総合科学技術会議運営規則(平成13年1月18日第1回総合科学技術会議決定)の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、国務大臣である議員が欠席する場合は、議長の了解を得て、副大臣又は副長官を代理人として出席させることができる。この場合にあっては、当該副大臣又は副長官に議決権を行使させることはできない。

附則

この規則は、平成13年2月15日から施行する。

総合科学技術会議運営規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(議員の欠席)</p> <p>第3条 会議を欠席する議員は、代理人を会議に出席させ、又は他の議員に議決権の行使を委任することはできない。<u>ただし、國務大臣である議員が欠席する場合は、議長の了解を得て、副大臣又は副長官を代理人として出席させることができる。この場合にあっては、当該副大臣又は副長官に議決権を行使させることはできない。</u></p> <p>2 会議を欠席する議員は、議長を通じて、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(議員の欠席)</p> <p>第3条 会議を欠席する議員は、代理人を会議に出席させ、又は他の議員に議決権の行使を委任することはできない。</p>
<p>第4条～第10条 (略)</p>	<p>2 会議を欠席する議員は、議長を通じて、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。</p> <p>第4条～第10条 (略)</p>